

学生居住支援事業実施家屋選定要綱

(総則)

第1条 大学等の学生が駅周辺谷戸地域の階段上部に居住し、地形の特性上から生活に困難をきたしている高齢者の基本的な生活サポートや地域活動を行う事業（以下単に「事業」という。）を実施するための家屋の選定は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺谷戸地域 谷戸地域のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 階段上部 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車が入ることができる道路から階段を概ね40段以上登る場所及びこれに相当する場所をいう。
- (3) 学生 大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している者をいう。

(選定の要件)

第3条 事業の用に供する家屋の選定の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 駅周辺谷戸地域の階段上部に存すること。
- (2) 当該家屋から概ね100メートル以内に事業を実施する他の家屋がないこと。
- (3) 次に掲げる条件を満たす居住環境であること。
 - ア 学生の使用が可能な部屋の数が2以上あること。
 - イ 台所、風呂及びトイレが備わっていること。
 - ウ その他複数人の学生が居住できる設備が整っていること。
- (4) 市職員による耐震性診断において、問題ないと認められること。
- (5) 学生1名当たりの家賃を2万円程度に設定すること。
- (6) 家屋の所有者が次に掲げる事項について同意していること。
 - ア 当該家屋を事業の用に10年間提供すること。
 - イ 事業を実施する期間においては、家屋の必要最小限度の修繕は家屋の所有者が行うこと。
- (7) 町内会又は自治会から学生の地域活動や高齢者の支援が求められている地域に存すること。

(事業実施の対象)

第4条 事業を実施する家屋の決定は、選定された家屋のうち事業を行う学生及び家屋の所有者が賃貸借契約を締結したものに対し行うものとする。

(選定の申請)

第5条 事業の用に供する家屋の選定を希望する者は、学生居住事業家屋選定申請書(別記様式)に町内会又は自治会の事業実施に係る要望書を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに現地を確認するとともに内容を審査し、事業の用に供する家屋としての選定の可否を申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業の用に供するのに適した家屋として選定した家屋の情報を管理するため、台帳を作成するものとする。

(台帳記載事項の変更)

第6条 選定された家屋の所有者は、台帳の記載事項に変更があったときは、当該変更の内容を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合は、台帳の記載事項の修正を行うものとする。

(選定の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は家屋の選定を取り消し、台帳から抹消するものとする。

(1) 家屋の所有者から選定の取消しの申出があったとき。

(2) 当該家屋の所有権に移動があったとき。

(3) 台帳の記載事項に虚偽があったとき。

(4) その他選定が適当でないと市長が認めたとき。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学生居住事業の用に供する家屋の選定に必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 鷹取1丁目及び鷹取2丁目
- 2 追浜本町1丁目
- 3 追浜東町1丁目から追浜東町3丁目まで
- 4 追浜町1丁目から追浜町3丁目まで
- 5 追浜南町1丁目
- 6 船越町1丁目から船越町5丁目まで及び船越町7丁目
- 7 田浦町1丁目から田浦町5丁目まで
- 8 長浦町1丁目から長浦町5丁目まで
- 9 吉倉町1丁目及び吉倉町2丁目
- 10 西逸見町1丁目から西逸見町3丁目まで
- 11 東逸見町1丁目から東逸見町4丁目まで
- 12 坂本町2丁目及び坂本町4丁目
- 13 汐入町1丁目から汐入町5丁目まで
- 14 本町2丁目
- 15 緑が丘
- 16 若松町3丁目
- 17 三春町5丁目及び三春町6丁目
- 18 富士見町1丁目から富士見町3丁目まで
- 19 田戸台
- 20 深田台
- 21 上町1丁目から上町4丁目まで
- 22 佐野町1丁目及び佐野町3丁目

別記様式（第5条関係）

学生居住事業家屋選定申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所 申請者 <small>ふりがな</small> 氏 名 生年月日	
選定する家屋 の所在地	
(事務処理欄)	